

# 【修正版】令和6年度東北ブロック相談支援従事者主任研修実施要領

※ 申込締切日が変更となりました。

## 1 目的

地域の障がい児者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題について協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者を養成することを目的とする。

## 2 実施主体

岩手県、青森県、秋田県、山形県

※ 令和6年度は山形県を幹事として実施する。

## 3 実施機関

社会福祉法人山形県社会福祉事業団

## 4 受講対象者

相談支援従事者現任研修の修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等（指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業をいう。以下同じ。）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて相談支援専門員として従事した期間が、通算して3年（36 か月）以上（管理者として兼務した期間も算定できます。）であり、市町村から推薦を受けた者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- ① 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- ② 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
- ③ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であること。

## 5 研修日程、会場

詳細は受講決定時にお知らせします。

講義	令和6年11月25日（月）～ 12月20日（金）	・講義はオンラインで行いますので、接続可能な端末及びインターネット環境を御準備ください。 ・長時間となりますので、Wi-Fi もしくは LAN ケーブル接続環境での受講を推奨します。	
演習	1日目	令和7年1月21日（火）	会場 山形市総合福祉センター （山形市城西町二丁目2番22号）
	2日目	令和7年1月22日（水）	
	3日目	令和7年1月23日（木）	
	4日目	令和7年1月24日（金）	

※ 会場や日程が変更になる場合があります。その際はあらためてお知らせします。

## 6 研修カリキュラム

詳細は受講決定後にお知らせします。

なお、研修には事前課題があります。（課題については、受講決定後にお知らせします。）

## 7 受講申込

### (1) 申込に係る注意事項

- ※ 地震等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持って御来場ください。
- ※ 遅刻や離籍（15分以上）をした場合、欠席とします。（途中退席も15分以上は欠席とみなします。）
- ※ **書類様式を変更した申込は無効**となりますので御注意ください。
- ※ 受講決定後の受講者の変更はできません。
- ※ 車椅子の利用、手話通訳の必要性等事前に配慮を要することがありましたら、電子申請の入力項目に御記入ください。なお、詳細を確認するため直接連絡させていただく場合がありますので、御了承ください。事前に申出がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができないことがありますので御了承ください。
- ※ 天候やその他の理由で研修の延期、中止または会場の変更、実施方法の変更となる可能性がありますので御理解の上お申込みください。
- ※ 提出された書類については返却いたしません。必ずコピーを取っておいてください。

### (2) 申込方法

## 電子申請と提出書類送付の両方の申込が必要です。

1. 山形県ホームページに掲載の申込フォーム（やまがた e 申請 山形県電子申請サービス）より申込みをしてください。

受講希望者1名につき1回の電子申請が必要です。

#### 【重要】

電子申請の完了後、「申込完了」のメッセージ、「整理番号」「パスワード」が表示されます。（参考資料「[電子申請の手順⑦申込完了](#)」）また、案内通知送付先メールアドレス宛に受講希望者毎にメールが自動発信されます。画面に表示されない場合、メールが届かない場合申込が完了していない可能性があります。申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合（申込み手続きが正常に完了していない場合を含む）や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。

### 電子申請の流れ

**「電子申請の手順」を参照してください。**

- ① 「令和6年度東北ブロック相談支援従事者主任研修の開催について」  
<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyo/ji/kenshuu/soudansyuninkensyu.html>  
「申込方法」にあるURLリンクをクリックしてください。
- ② **利用者登録せずに申し込む方はこちら** をクリックし、説明を読んで手続き内容を確認し、利用規約に同意した場合、**同意する** をクリックしてください。  
※ 利用者登録をせずに申し込むことができます。
- ③ 連絡先メールアドレスを入力し、**完了する** をクリックすると、折り返し、入力したメールアドレス宛に申込みフォームのURLが送信されます。  
※ 迷惑メール対策やURLリンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は、解除してください。
- ④ URLから申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。  
※ 氏名及び生年月日は修了証書に記載するため、正確に入力してください。  
※ メールが届かない場合は、申込みが完了していない場合があります。  
※ システムメンテナンスや通信障害等により利用を停止する場合があります。**電子申請は早めに手続き**

してください。

- ⑤ 申込み完了後は自動返信メールが届きます。このメールに整理番号とパスワードが記載されているので、研修が終了するまで削除しないようお気を付けください。

【申込内容を確認する場合】「**申込内容の確認方法・申込内容の修正**」を参照してください。

トップページから **申込内容照会** を選択し、メールに記載されている整理番号とパスワードを入力してください。

(申込内容照会：[https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/inquiry/inquiry\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action))

【申込内容を変更する場合】

**申込内容照会** メニューから、修正を行う申込の処理状況を確認し、「**修正する**」ボタンをクリックして、申込情報を変更します。

**※注意事項※**

修正を行うには、処理状況が **[処理待ち]** もしくは **[返却中]** の申込に限られます。  
申込期限後の修正はできませんので御注意ください。

2. 必要書類等を下記送付先へ郵送してください。

受講を希望する者の所属長は、必要書類を社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局あて提出してください。

(提出書類)

- ① 直近の**現任研修**修了証書の写し(現任研修修了者)
- ② 別紙2 受講者推薦書  
※ 事業所が所在する市町村へ「別紙1 受講者推薦依頼書」を提出して、市町村から推薦を受けて下さい。
- ③ 返信用封筒(受講者1人につき封筒1枚御準備ください。)  
長形3号封筒(A4用紙が三つ折りに入るサイズ。これより小さいサイズは不可。)を使用し、110円切手を添付のうえ、宛先(住所・所属住所・受講希望者氏名)を記入してください。  
※ 事業所ごとの一括送付希望は受け付けません。必ず、受講希望者1人につき封筒1枚御準備ください。

《送付先》

〒990-0057 山形県山形市宮町一丁目3番36号  
社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課宛  
『相談支援従事者主任研修添付書類 在中』と記載してください。

※ 提出の際は、同一事業所でまとめてお送りいただいても構いません。

(3) 申込締切日

電子申請：~~(変更前) 令和6年10月18日(金) 17時00分まで手続き完了~~  
**(変更後) 令和6年10月23日(水) 17時00分まで手続き完了**

申込書類郵送：~~(変更前) 令和6年10月28日(月) 必着~~  
**(変更度) 令和6年10月31日(木) 必着**

※ 電子申請はそれ以降のアクセスは一切できません。また、期限を過ぎてからのお申し込みは全て無効となります。時間に余裕をもってお申し込みください。

※ 締切を過ぎたお申し込みは、いかなる事情があっても受付しませんので、御注意ください。

#### (4) 受講定員

48名程度（岩手県、青森県、秋田県、山形県それぞれ概ね10名程度）

※ 定員を超えた場合、各県で選考を行います。（先着順ではありません。）

(5) 受講可否の決定通知は、令和6年11月上旬に郵送で通知する予定です。ただし、応募状況及び選考状況により遅れる場合もありますので、あらかじめ御了承願います。なお、選考結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、御了承ください。

(6) 受講決定者については、事前課題を提出していただきます。事前課題の詳細については、受講決定時にお知らせします。

(7) 確認課題及び事前課題の提出がない場合、研修時間に遅れた者や、受講態度等に問題があると事務局が判断した者は受講を認めないことがありますので、御承知おきください。

### 8 テキストについて

受講するためには、下記テキストを準備していただく必要があります。

e-ラーニングが始まる前に必ず各自で御準備ください。

#### 『改訂 相談支援従事者研修テキスト 主任研修編』

（著者）日本相談支援専門員協会＝監修／小澤 温＝編集

（出版社）中央法規出版

（価格）4,950円（税込み）

（発行日）令和6年4月10日

### 9 修了証書

全科目（講義、演習も含む）を修了した方には山形県知事による修了証書を交付しますが、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

- ◇ 著しく受講態度が悪いと判断した場合（私語、居眠り、研修とは関係のない携帯電話・スマートフォン等の使用等）
- ◇ 定められた期日に課題等の提出がない場合
- ◇ 研修内容の理解に欠け、獲得目標水準に達することが著しく困難と判断される場合

### 10 個人情報の取扱等について

研修修了者名簿（修了証書番号、氏名、生年月日等）は、個人情報として十分な注意を払った上で実施主体の責任において一元的に管理します。

### 11 その他

(1) 研修の受講料として1名につき5,000円を申し受けます。（徴収方法は受講決定時に連絡します。）

なお、研修の受講料はいかなる理由があっても返金しません。

(2) 旅費等の研修にかかる費用は各所属において負担してください。

(3) 受講の際にはマスク着用等の御協力をお願いします。また、会場規模が大きいため個々人に合わせた温度調整が難しいことがあります。各自上着等で温度調整をお願いします。

- (4) 研修の開催に際し変更があった場合には下記 URL（山形県ホームページ）に掲載しますので、適宜御確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/soudansyuninkensyu.html>

- (5) 当研修の受講者におかれましては、各県で開催します相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修の講師、ファシリテーターとして協力を依頼しますので御了承ください。

- (6) この研修に関する問い合わせは下記にお願いします。

《研修の内容（事前課題、受講料振込等）、電子申請以外の受講申込に関する問い合わせ》

〒990-0057 山形県山形市宮町一丁目3番36号

社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課

電話 023-623-9127 FAX 023-623-9123

電話受付時間：平日 9時～17時00分（12時～13時を除く）

《電子申請に関する問い合わせ》

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当

電話 023-630-2148 FAX 023-630-2111

電話受付時間：平日 9時～16時30分（12時～13時を除く）

《各県問合わせ先》

青森県健康福祉部障害福祉課 住所 〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1 電話 017-734-9308 FAX 017-734-8092
岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 住所 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 電話 019-629-5448 FAX 019-629-5454
秋田県健康福祉部障害福祉課 住所 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1 電話 018-860-1332 FAX 018-860-3866